

## 進まない東日本大震災のがれき処理 ～ 広域がれき処理方針の限界～

朝日新聞（2012年2月24日朝刊）は、“東日本大震災で発生した岩手、宮城のがれきの一部を全国で受入れる政府の方針に対し、東北3県以外の県市町村の理解が進んでおらず、2014年3月末までの処理完了の政府目標が遅れる可能性がある。”と報じた。同年2月21日朝日新聞他の「がれき処理済み5%（被災3県）」という報道を受けての記事である。

政府は、今回の大量のがれき全量を被災地域で処理することは困難と判断し、被災3県のうち宮城、岩手両県については、その20%の処理を県外に協力を求めている。この方針について、朝日新聞はこれまでの社説等でこれを是とし、また読売新聞が2月25日～26日実施した全国世論調査結果でも回答者の75%が賛成（3.3読売新聞）とのことであった。未曾有の大災害にあたり全国民が支援することは望ましいことであり、総論としてこれに反対する意見は少ないが、各論になると現実には極めて厳しいようである。冷静に考えてみる必要があるのではないか。

### 1. 広域処理の効果はどれほどか

がれき推定量、県外処理希望量及びその比率は、宮城県は 1,569 万トン・344 万トン・22%、岩手県は 475 万トン・57 万トン・12%、合計で 2044 万トン・401 万トン・20%である。広域で処理するには、分別・積み替えと受入れ地までの長距離輸送が必要である。もちろん他地域での処理費用そのものも有償であろう。これらに伴う費用、燃料、排出ガスの増加を避けることはできない。この20%を県外で処理するために、費用がどれほど増加し、排出ガスはどれほど増加するのであろうか。このような説明をこれまで耳にしたことは無い。財政状況の改善、地球温暖化ガスの減少をマニフェストに掲げてきた政府は、この矛盾をどのように説明するのであろうか。

一方、現時点で可能性として明らかになっている受入れ予定量は、7都県合計で約83万トン、希望量400万トンの5分の1に過ぎないとのことである。受入れ地域は、地域の通常の廃棄物に備えて苦勞して確保した最終処分場の容量を、受入れ廃棄物処理に提供することになる。容量に余裕のある自治体は多くはあるまい。住民の納得を得ることが難しいという自治体の意見は当然のことと思われる。

上述の受け入れ予定都県のうち現在受け入れているのは、東京都および青森、山形の2県のみである。希望量が全て受け入れられるためには、数字的にみてほとんどの県が

何がしかの協力をする必要があるが、これは容易ではない。がれき処理が震災復興の大前提であることは自明である。このように低調な受入れ状況が急激に変わらない現実も考慮し、県内で処理しなければならない総がれき量の約 80%と合わせて、迅速かつ大量のがれき処理を早急に再検討すべきではないだろうか。

## 2. 県内で処理することは本当に困難か

「被災地域で全量処理することは困難」と判断した根拠はなにか。津波がれきは、倒壊した建築物、日常生活用品、各種商品、有害物や塩分による汚染の恐れがある土砂等、さまざまな物が混合し、極めて分別しにくいことが特徴である。

政府は、津波がれきを災害廃棄物と定義し、平常時を想定した廃棄物処理関連法令をこの未曾有の大災害に適用し、時間と費用のかかる分別・リサイクルによる処理指針を通達し(がれき処理：2012年5月16日、津波堆積物7月13日)、それが故に「被災地での全量処理は困難」と判断して広域処理を併用する方針を選定した。震災直後の混乱の中で、「非常時には平常時とは異なる対応が必要」という原則を忘れたのであろうか。非常時の発想を追求せず、復興・再生を遅らせた主要因はこの希薄な危機感ではなかったのか。それを受け入れる地域では総論賛成、各論反対の様相を呈しており、国民相互の不信感を醸成していると感じる人は多いであろう。がれき処理の遅れを、広域処理が思うように進まないことに集約するのは片手落ちであり、誰にとってもメリットは無いと考える。

迅速な処理のヒントを、阪神淡路大震災や関東大震災の記録あるいは今回の被災に対する国民の提案から見つけることはできなかったのであろうか。

## 3. がれき処理のコストはなぜ問題にされないのか

財政難に伴う消費税増税や電力料金値上げ問題が盛んに議論されているが、がれき処理のコストが議論されたとは聞かない。縦割り行政による事業費の重複を省き、トータルの処理コストをできるだけ安くし、そこで節減できた予算を他の分野の事業に投入して復興を加速させるよう、復興庁の機能を強化することが当然期待される。

分別の種類数、積み下ろし回数、輸送距離が増大するほど時間と費用がより掛かることは明白である。しかし、前述したような一連の思考により、平常時と同じ手法で処理することが当然と判断されたところには、新たなコスト縮減を求める発想は浮かばなかったとしても当然であろう。

これは政府だけのことではない。行政(国・県)及び自治体が政府の方針に異論を唱えにくいことはそれなりに理解するとしても、メディア、学会、業界等からも政府の方針に疑問を呈する意見がなぜか聞こえてこない。

ところで、政府の方針に応じて広域処理の費用はだれが負担するのであろうか。国ががれきを受け入れる自治体か。この費用も被災地の復興に投入してはいかがであらうか。

また、被災地では臨時的焼却施設を新たに建設し、この処理が完了後に撤去することである。もう少しコスト感覚を発揮すべきではないだろうか。

#### 4. 遅れの回復とこれからの災害に備えて

「がれきの処理は迅速かつ安全に」との基本方針の下にスタートしたことは事実であろう。一方、震災からほぼ1年を経過して大幅に遅れていることも事実である。

がれき処理は、被災直後の初動対応から始まり、危険物の粗除去、一次集積、二次集積、危険物の除去、中間処理を経て最終処分に至る複数の段階を想定して進められている。現在は二次集積に向けた段階と思われるが、全がれき推定量に対する最終処分済量は、冒頭にも述べたように被災3県平均で5%（うち宮城県5%、岩手県8%）である。

がれき処理が遅れた原因は、初動対応、分別・リサイクル方針、廃棄物と土砂の分離処理方針、二次集積場の選定と処理方法等、さまざまな要因が推定される。

政府がいま行うべきことは、最終処理が遅れている根本原因を明確にし、現在の状況を踏まえて遅れを取り戻す方策を探ることであると考える。いつまでも広域処理にこだわることはかえって遅れを長期化することにもなりかねない。

さらに、将来に起こる可能性が高いとも言われている関東や西日本の大地震に備え、「非常時における迅速・安全・安価ながれき処理」について、広く民間の知恵も集めた検討に着手してはどうかであろうか。

2011年7月16日に公表された「政府復興基本方針」には、“復興の主体を担うのは市町村”、“自由度の高い交付金”、さらには“復興特区特設による規制・制度緩和”といった項目が並ぶが、これらががれき処理政策に具体的に反映された形跡はない。がれき処理は環境省、減災やメモリアル公園としての丘は国交省、広大な農地を覆う津波泥土対応は農水省がそれぞれ担当する形で、自らの権限の中で最善を尽くしてもそれらを重ね合わせたとき、経時的にも、財政的にも、不合理な結果に帰してしまうのではとの懸念が拭えない。それぞれの関係省の予算を一度プール・基金化して、自治体はその地域に合ったトータルとしての復旧・復興案を策定し、実行するのも一案であろう。

技術だけではなく、業務が急増し職員が足りない自治体を補完するNPO等民間組織との協働、復興に使いやすい資金の確保等を含めた総合的ながれき処理の研究を進めると共に、被災地の混合がれきを使ったパイロット事業により課題を総合的に検証することは、津波がれきの処理以外にも緊急時対応措置としてさまざまな事態に適用できる貴重な知見が期待できると考える。